

## 出雲市崩落土砂等撤去費等助成金について

### 1. 崩落土砂等撤去費助成金

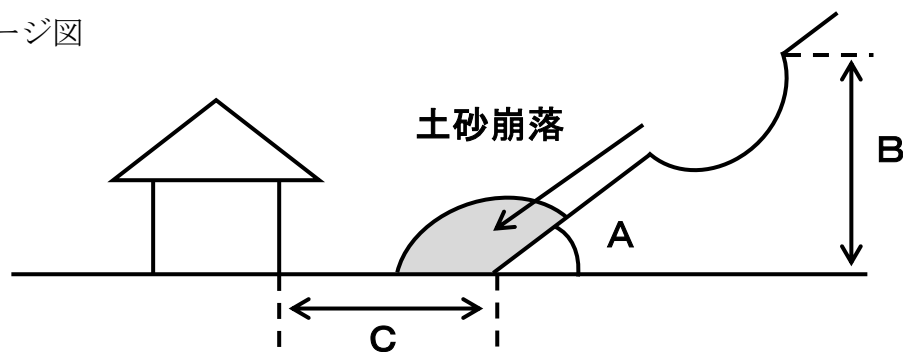
#### (1) 内容

土砂災害により居住家屋又は周辺の土地へ土砂等が崩落した場合、撤去費用の一部を助成します。

#### (2) 要件 ※以下の全てに該当すること

- ・ 土砂災害等の発生した斜面の傾斜度が概ね30度以上 …A
- ・ 敷地面から崩落箇所の上端までの高さが概ね2メートル以上 …B
- ・ 斜面の下端から居住家屋までの距離が、高さの概ね2倍以下 …C
- ・ 撤去費用が5万円以上

#### ※ イメージ図



#### (3) 助成金額

撤去等の経費の2分の1（限度額25万円）

#### (4) 申請期限

土砂災害等の発生日の属する月から3か月を経過した月の末日まで

#### (5) 対象者

次に掲げる者のうち、自己の責任において費用を負担し業者に発注し、又は業者から重機を借り受け自ら土砂等を撤去する者（法人を除く）

- ・ 居住家屋の所有者又は居住者
- ・ 土砂等が流入した土地の所有者
- ・ 土砂災害等が発生した斜面の所有者

#### (6) 必要書類

- ・ 崩落土砂等撤去費等助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 土砂等の撤去に係る費用が確認できる書類
- ・ 第三者の証明を受けた被害発生状況見取図
- ・ 被害の状況又は土砂等の撤去の状況が確認できる写真

## 2. 居住家屋流入土砂撤去費等助成金

### (1) 内容

浸水により居住家屋の床上に土砂等が流入した場合、公道から居住家屋に至る主たる通路（以下「主たる通路」とする。）へ土砂等が流入した場合、主たる通路が路肩崩壊又は路面流出した場合において、土砂等の撤去、応急修繕及び復旧に係る経費の一部を助成します。

### (2) 要件 ※以下の全てに該当すること

- ・ 崩落土砂等撤去費助成金の受給対象者及び法人でないもの
- ・ 撤去等費用が5万円以上

### (3) 助成金額

撤去等の経費の2分の1（限度額25万円）

### (4) 申請期限

土砂災害等の発生日の属する月から3か月を経過した月の末日まで

### (5) 対象者

次の表に掲げる者のうち、自己の責任において費用を負担し業者に発注し、又は業者から重機を借り受け自ら土砂等を撤去する者（法人を除く。）

※崩落土砂等撤去費助成金の助成を受けることができる者を除く。

対象者	対象となる被害		
	浸水による居住家屋床上への土砂等の流入	主たる通路の路肩崩壊及び路面流出	土砂災害等による主たる通路への土砂等の流入
居住家屋の所有者及び居住者	○	○	○
土砂災害等が発生した斜面の所有者	—	—	○
主たる通路の所有者	—	○	○

### (6) 必要書類

- ・ 崩落土砂等撤去費等助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 土砂等の撤去、応急修繕及び復旧に係る費用が確認できる書類
- ・ 第三者の証明を受けた被害発生状況見取図
- ・ 被害の状況又は土砂等の撤去、応急修繕及び復旧の状況が確認できる写真

#### 担当課

〒693-8530 出雲市今市町70

出雲市防災安全部防災安全課

TEL 0853-21-6606 FAX 0853-21-6574

Mail bousai@city.izumo.shimane.jp